

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第34回 統一修習制度の成立

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 梶嶋 裕之 (42 期)

- 1 判事・検事と弁護士の試験制度は高等試験司法科試験で大正12年に統一されましたが、試験合格後は、司法官試補、弁護士試補（昭和11年～）と別々の制度でした。三者を統一して養成する現在の司法修習が開始されたのは昭和22年のことです。「入口における法曹一元」とも評される司法修習ですが、その成立は、戦後司法改革のなかで法曹一元の実現を目指す弁護士会・GHQと、官僚司法制度の維持をはかろうとする司法省、裁判所との妥協の産物でした。
 - 2 昭和20年11月に司法省に設置された司法制度改革審議会では、判事・検事の任用資格問題が審議されました。そこでは、司法官試補制度の存続を前提としつつ、実務修習に弁護士修習を加えて修習期間を延長する案と共に、弁護士経験者から判事、検事を任用する法曹一元案が提案されました。
 - 3 昭和21年6月、非公式ながらGHQ担当者から裁判所構成法改正提案（法曹一元の採用が含まれていました）が出されたことを契機として、司法省に臨時司法制度改革準備協議会が設置されました。同協議会において弁護士委員から、法曹一元制度を前提とした統一養成機関の提案がなされています。
 - 4 昭和21年7月、司法制度改革のための本格的な審議会として司法省に設置された司法法制審議会では裁判所法案要綱が作成されました。第2次案までは司法官試補と弁護士試補とを区別する養成制度とされていたのが、同年8月に提示された第3次案から、統一養成の案に変更されています。他方で、同じ8月に司法官僚制度の維持が決定されると共に、同月の総会において法曹一元を「将来」実現すべきという附帯決議が採択されています。これらを見ると、弁護士会やGHQ担当者からの法曹一元案を排斥しつつ、これに代替する妥協案として、統一養成制度が採用されたとみることができます。
 - 5 昭和22年5月、第1期司法修習生が採用され、ここに現行司法修習が開始されるのですが、移行期には、弁護士試補修習、司法官試補修習も併存していました。
 - 6 東京弁護士会では、戦後の弁護士試補修習は昭和21年12月に始まり、最後の修習が終了する昭和24年7月までの間に、3期、計42名の弁護士試補を卒業させています。そこでは、各事務所での修習のほか、100単位を超える合同修習が実施され、現在の弁護実務修習の原型となっています。
- また、司法官試補修習は昭和21年1月に1期の修習が始まり、昭和23年4月に2期の修習が終了するまで、計103名の司法官試補を送り出しています。この時期の司法官試補は「高輪1期」、「高輪2期」と称されています。
- なお、現在の司法試験法が施行されたのは昭和24年5月ですので、現行司法試験に合格した修習生は、4期からとなります。
- 東京弁護士会は、司法修習制度の開始に伴い、昭和23年3月に「司法修習生修習要綱」を制定し、「司法修習指導委員会」を発足させて対応にあたりました。弁護士試補制度の経験が、弁護実務修習にも大いに活かされたようです。
- 終戦直後の混乱のなか、先人達が現在の制度の礎を築いてくださった苦勞に思いを馳せると感慨深いものがあります。